

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規 則

○福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則

規 則

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十号

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）第四条に規定する規則で定める様式の申請書は様式第一号とし、同条例第五条第二項に規定する規則で定める様式の申請書は様式第二号とする。

附 則

この規則は、平成二十四年七月十日から施行する。

様式第1号
(その1)

個人事業税課税免除申請書										
課税免除の要件	区 分	特区法第37条第1項 特区法第39条第1項		事業内容①			※ F—			
	新（増）設に係る対象施設等の所在地②									
	新（増）設に係る対象施設等の種類③									
	新（増）設に係る対象施設等を事業の用に供した年月日						年 月 日			
	新（増）設に係る一の対象施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額④						円			
課税免除申請額⑤	年度	現 ・ 過		納期 の別		定期分 ・ 随時分				
	福島県内分 (ア)			左のうち課税免除等分 (イ)			〔参考〕 差引納付額 ((ア)-(イ)) (ウ)			
	課 税 標準額	税率	税額	課 税 標準額	税率	税額	課 税 標準額	税率	税額	
	円	— 100	円	円	— 100	円	円	— 100	円	
<p>上記の県税について、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電 話 局 番 ⑩</p> <p>福島県 地方振興局長</p>										

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る対象施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第3項に規定する指定書の写し
- 6 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること（例…水産食料品製造業、建築物整備事業等）。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、復興推進事業を行う事業所で事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物等を設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、事業の用に供する新（増）設に係る対象施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分^ア」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分^イ」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額^ウ」欄は、課税標準額にあっては^アから^イを差し引いた額を記載し、税額にあっては課税標準額に税率を乗じて算出した額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。

(その2)

法人事業税課税免除申請書									
課税免除の要件	区 分	特区法第37条第1項 特区法第39条第1項 特区法第40条第1項	事業内容①				※ F—		
	新(増)設に係る対象施設等の所在地②								
	新(増)設に係る対象施設等の種類③								
	新(増)設に係る対象施設等を事業の用に供した年月日					年 月 日			
	新(増)設に係る一の対象施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額④							円	
	新(増)設設備に係る被災雇用者数(日々雇い入れられる者を除く。)⑤							人	
課税免除申請額⑥	事業年度	年 月 日 年 月 日	日から 日まで	申告区分	確定 ・ 修正				
	区 分		税 率	福島県内分 (7)		左のうち課税 免除等分 (1)		〔参考〕差引 納付額 ((7)-(1)) (ウ)	
				課 税 標準額	税 額	課 税 標準額	税 額	課 税 標準額	税 額
	付加価値額		0.48 100	円	円	円	円	円	円
	資本金等の額		0.2 100						
	所得金額	年400万円以下の金額							
		年400万円を超え年800万円以下の金額							
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額							
		計							
	収入金額		0.2 100						
	合 計		/	/	/	/	/	/	
前回までの計⑦		/	/	/	/	/	/		
差引額計 (⑥-⑦) ⑧		/	/	/	/	/	/		
上記の県税について、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 年 月 日 申請者 所在地 法人の名称 代表者氏名 (この申請に係る担当者の氏名) ⑨ 電話 局 番 福島県 地方振興局長									

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る対象施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第3項に規定する指定書の写し
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者又は指定法人に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること（例…水産食料品製造業、建築物整備事業等）。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、復興推進事業を行う事業所で事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物等を設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、事業の用に供する新（増）設に係る対象施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、復興推進計画に定められた産業集積事業のみを実施する法人（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第40条第1項に規定する指定法人）が、東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者を復興産業集積区域内に所在する産業集積事業を行う事業所に雇用した雇用者の数を記載すること。
- 8 ⑥欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあっては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあっては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 9 ⑦⑧欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。

(その3)

不動産取得税・固定資産税（大規模の償却資産）課税免除申請書								
課税免除の要件	区分	特区法第37条第1項 特区法第39条第1項 特区法第40条第1項		事業内容①		※ F一		
	新（増）設に係る一の対象施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額②					円		
	新（増）設設備に係る被災雇用者数（日々雇い入れられる者を除く。）③					人		
課税免除を受けようとする 不動産取得税	年度又は事業年度		年度			年 月 日から 年 月 日まで		
	土地 ④	所在地・地番		地目	面積	取得年月日	取得価額	建物の建設着手年月日
					m ²	年 月 日	円	年 月 日
						年 月 日		年 月 日
	家屋 ⑤	所在地・家屋番号	構造	用途	延べ床面積	取得年月日	取得価額	事業の用に供した年月日
					m ²	年 月 日	円	年 月 日
						年 月 日		年 月 日
						年 月 日		年 月 日
						年 月 日		年 月 日
	償却資産 ⑥	設備の種類			数量	取得年月日	取得価額	事業の用に供した年月日
						年 月 日	円	年 月 日
						年 月 日		年 月 日
<p>上記の県税について、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 (この申請に係る担当者の氏名) 電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>								

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 見取図（課税免除の対象となる不動産が明示されているもの）
- 3 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第3項に規定する指定書の写し
- 4 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者又は指定法人に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること（例…水産食料品製造業、建築物整備事業等）。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 5 ③欄は、復興推進計画に定められた産業集積事業のみを実施する法人（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」という。）第40条第1項に規定する指定法人）が、東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者を復興産業集積区域内に所在する産業集積事業を行う事業所に雇用した雇用者の数を記載すること。
- 6 ④欄は、⑤欄の家屋及び⑥欄の償却資産の敷地について記載すること。
- 7 ⑤⑥の欄は、特区法第2条第3項第2号イ若しくはロに掲げる事業の用に供されている(1)に掲げるものについて、又は同号イに掲げる事業に関連する開発研究の用に供されている(2)に掲げるものについて記載すること。
 - (1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第17条の2第1項の表の第1号、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号又は第26条の4第1項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
 - (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第12条の5第2項又は第17条の5第2項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第3条の4第1項又は第6条の4第1項に規定する減価償却資産

付表 1

固定資産明細書

対象施設等			取 得 日 年 月 日	減価償却開始 年 月 日	取得 価額 円	帳簿 価額 円	耐用 年数	※ 決定価 格 円	摘要
種類	細目	数量							

記載上の注意

「対象施設等」の欄は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第2条第3項第2号イ若しくはロに掲げる事業の用に供されている(1)に掲げるものについて、又は同号イに掲げる事業に関連する開発研究の用に供されている(2)に掲げるものについて記載すること。

- (1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第17条の2第1項の表の第1号、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号又は第26条の4第1項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
- (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第12条の5第2項又は第17条の5第2項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第3条の4第1項又は第6条の4第1項に規定する減価償却資産

付表 2

課税免除申請額の計算書		申 請 事 業 年 度		. . . ~ . . .			
		比 率	新(増)設	年 目			
区 分		税 率	福 島 県 内 分		課 税 免 除 分		
			課 税 標 準 額	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
修正申告 ①	付 加 価 値 額	$\frac{0.48}{100}$	円	円	円	円	
	資 本 金 等 の 額	$\frac{0.2}{100}$					
	所得金額	年400万円以下の金額					
		年400万円を超え年800万円以下の金額					
		年800万円を超える金額 又は軽減税率不適用法人の金額					
		計 (個人の所得金額)					
	収 入 金 額	$\frac{0.7}{100}$					
合 計							
確定申告 ②	付 加 価 値 額	$\frac{0.48}{100}$					
	資 本 金 等 の 額	$\frac{0.2}{100}$					
	所得金額	年400万円以下の金額					
		年400万円を超え年800万円以下の金額					
		年800万円を超える金額 又は軽減税率不適用法人の金額					
		計 (個人の所得金額)					
	収 入 金 額	$\frac{0.7}{100}$					
合 計							

差 引 ③ ① ②	付 加 価 値 額	$\frac{0.48}{100}$					
	資 本 金 等 の 額	$\frac{0.2}{100}$					
	所得金額 ① ②	年400万円以下の金額					
		年400万円を超え年800万円以下の金額					
		年800万円を超える金額 又は軽減税率不適用法人の金額					
		計 (個人の所得金額)					
	収 入 金 額	$\frac{0.7}{100}$					
合 計	/	/	/	/	/		

記載上の注意

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
- 2 「比率」欄は、該当する適用年度（1～5年度）を記載し、上記1の比率を記載すること。
- 3 「課税免除分」の項は、福島県内分課税標準額に比率を乗じて課税免除分課税標準額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を算出し、これに税率を乗じて課税免除分税額を算出すること。
- 4 「福島県内分」及び「課税免除分」の項の税額は、端数処理をしないこと。
- 5 確定申告分について課税免除を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
- 6 修正申告分について課税免除を受けようとする場合は、①②③の欄の全てに記載すること。
- 7 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計（個人の所得金額）」の欄に記載すること。

付表 3

課税免除の比率の計算書

区 分	前期末	年 月 日 ~ 年 月 日												分割基準 計算後の数		
		月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	計			
当期新(増)設設備に係る分	直接従業者数															(ア)
	間接従業者数															(イ)
新増設年 年 月 日	直接従業者数															(ウ)
	間接従業者数															(エ)
前期以前分	直接従業者数															(オ)
	間接従業者数															(カ)
新増設年 年 月 日	直接従業者数															(キ)
	間接従業者数															(ク)
新増設年 年 月 日	直接従業者数															(ケ)
	間接従業者数															(コ)
その他の従業者数																(サ)
当期分 比	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)													(ア)		
	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)													(ア)		
新増設年 年 月 日	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)													(ウ)		
	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)													(ウ)		

記載上の注意

- 1 「直接従業者数」欄は、当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数を記載すること。
 - 2 「間接従業者数」欄は、対象施設等の新（増）設に伴って雇用した従業者のうち、1に規定する従業者以外の従業者（事務員、守衛等）の数を記載すること。
 - 3 「その他の従業者数」欄は、当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者のうち、1及び2に規定する従業者以外の従業者の数を記載すること。
 - 4 「分割基準計算後の数（(ア)-(イ)）」欄は、次により算出した数値を記載すること。
 - (1) 事業年度（年）の末日現在における従業者数。ただし、次に掲げる場合はそれぞれの数値とし、ア及びイに該当する場合にはイにより、ア及びウ又はイ及びウに該当する場合にはウによること。
 - ア 事業年度（年）の途中で対象施設等が新（増）設された場合の従業者数

$$= \text{事業年度（年）の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新（増）設された日から事業年度（年）の末日までの月数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
 - イ 事業年度（年）の途中で新（増）設対象施設等が廃棄、売却等された場合の従業者数

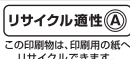
$$= \text{廃棄、売却等された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃棄、売却等された日までの月数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
 - ウ 事業年度に属する各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合の従業者数

$$= \frac{\text{事業年度（年）の各月の末日現在の従業員数を合計した数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
- (2) 上記計算において、1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。
- (3) 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げる。
- (4) 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所にあつては、(1)により算出した数値に当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値を記載すること。
- 5 比率は、新（増）設のあった事業年度ごとに算出し、小数点以下第4位を4捨5入して記載すること。

様式第2号

納期限延長申請書						
新（増）設者	住所又は所在地					
	氏名又は名称及び代表者氏名		青色申告者 又は連結申 告法人の別		業種	
新（増）設家屋の 敷地となる土地	取得年月日	年 月 日				
	表示					
新（増）設家屋の建設着手予定年月日		年 月 日				
不動産取得税の税額		年度				円
本来の納期限	年 月 日	延長を要 する期間	納期限の翌日から 年 月 日まで			
<p>上記の土地に係る不動産取得税については、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定の適用があるものと考えられますので、同条例第5条第1項の規定により、当該不動産取得税の納期限を延長してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 (この申請に係る担当者の氏名) ⑩ 電話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>						

(税
務
課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一印刷